

新宿区教育委員会会議録

平成23年第5回定例会

平成23年5月6日

新宿区教育委員会

平成23年第5回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成23年5月6日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時54分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	松 尾 厚	委員長職務代理者	熊 谷 洋 一
委 員	菊 池 俊 之	委 員	白 井 裕 子
委 員	羽 原 清 雅	教 育 長	石 崎 洋 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	蒔 田 正 夫	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 調 整 課 長	小 池 勇 士	教 育 指 導 課 長	工 藤 勇 一
事 務 取 扱			
教 育 支 援 課 長	齊 藤 正 之	学 校 運 営 課 長	本 間 正 己
副 参 事	向 隆 志	統 括 指 導 主 事	横 溝 宇 人
統 括 指 導 主 事	小 坂 和 弘	統 括 指 導 主 事	長 田 和 義

書記

教育調整課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 調 整 課 主 査	安 川 正 紀
教育調整課管理係	高 橋 和 孝	教 育 調 整 課 主 査	

議事日程

議案

- 日程第1 議案第44号 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第45号 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第3 議案第46号 平成23年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について
- 日程第4 議案第47号 教育環境検討協議会の設置について

報告

- 1 東日本大震災被災児童・生徒の受入れ状況について（学校運営課長）
- 2 富久小学校と天神小学校の適正配置の取り組みについて【口頭】
（副参事「学校適正配置等担当」）
- 3 平成24年度使用教科用図書審議委員会委員・教科用図書調査委員会委員について（教育指導課長）
- 4 その他

◎ 開 会

○松尾委員長 ただいまから平成23年新宿区教育委員会第5回定例会を開催します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は熊谷委員にお願いします。

議事に入ります前に、5月2日より委員長に就任いたしましたので、一言ごあいさつをさせていただきます。

まず、このたびの東日本大震災及びそれに引き続く災害等により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、昨今は、小学校1年生の学級編制を35人学級とする法改正が成立するなど、教育を取り巻く環境に大きな転機が訪れているように思われます。そのような時期に委員長に就任することとなり、まことに気が引き締まる思いがいたしております。

新宿区教育委員会の所管する内容は多岐にわたりますが、やはり区立学校における教育が中心にあると思っております。学校教育にかかわる施策を立案・実施するに当たり、私は何と言っても現場主義をとりたい、そのように考えております。すなわち、実際に教育が行われる場面での子どもの目線に立って考え、子どもの成長を常に意識して教育行政に取り組むべきだと考えているということです。これは決して子どもに迎合するということではなく、厳しく接するべきときには厳しく接するということも含んでおります。実際に行政に携わる事務局の方々や教育現場で子どもたちとじかに接する教職員の方々にも、ぜひこの点について御賛同いただいて、一緒になって新宿区の教育に取り組んでまいりたいと願っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、委員の皆様は座席ですが、新宿区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、委員の議席は委員長が定めることになっております。本日、各委員が座っている席を議席といたしますので、御確認を願います。

◎ 議案第44号 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
を改正する条例

◎ 議案第45号 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、

学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 議案第46号 平成23年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

◎ 議案第47号 教育環境検討協議会の設置について

○松尾委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第44号 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第2 議案第45号 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第3 議案第46号 平成23年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について」、「日程第4 議案第47号 教育環境検討協議会の設置について」を議題とします。

説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、議案第44号、45号につきましては、お手元の議案概要で御説明いたします。

まず、第44号議案「新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

これは概要のところにあります都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例、これは東京都の条例ですが、この一部改正にあわせまして、補償基礎額及び介護補償の額の改定を行うものでございます。これにつきましては、平成14年度に都から区にこの事務が移管されたことから、同一の補償額にするという申し合わせによるものでございます。

(1)は補償額の改定ですが、記載のとおりです。その下、(参考)にあります補償基礎額の改定ですが、平成22年の東京都の職員の給与改定に基づいています。積算については、下の積算表の積算式のとおり算定しています。

次に、(2)は介護補償の額の改定ですが、アからエまでありまして、アが「常時介護を要する場合」、イが「常時介護を要する場合で親族等による介護を受けた日があるとき」、ウが「随時介護を要する場合」、エが「随時介護を要する場合で親族等による介護を受けた日があるとき」、それぞれ表記のような額の改定が行われます。

施行日は、平成23年7月1日です。

経過措置につきましては2点ありまして、(1)として、施行日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、改正前の規定を適用するというのが1点。それと(2)として、学校医及び学校歯科医並びに経験年数が10年未満の学校薬剤師の補償基礎額の改正規定は、平成23年5月1日以後に支給すべき事由が生じた補償及び傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用するという2点です。

次に、第45号議案「新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」です。これにつきましては、概要のところにあります都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正に合わせ、障害等級の改正を行うものです。

(1)としまして、「外貌障害に係る障害等級の男女差の解消」です。男女別に定められていた外貌障害に係る障害等級を、女性の障害等級を基本として性別にかかわらず規定するというので、その下に7級、12級、14級とありますが、記載のとおり、男子、女子の区別を除いた改正内容となっています。

もう1点、(2)ですが、「外貌障害に係る障害等級の新設」というものです。外貌障害に係る医療技術の進展を踏まえ、外貌に相当程度の醜状を残すものを新たに第9級として規定するというものです。

施行日につきましては、公布の日から施行する。

経過措置ですが、改正後の別表2の規定ということで、平成22年6月10日から施行日の前日までの間に負傷若しくは疾病が治ったとき、又は当該期間に障害補償年金に係る障害の変更があった日から適用する。ただし、男子の外貌に関する事項に限るというものです。

引き続きまして、議案第46号、平成23年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針ですが、これにつきましては議案書の次の説明資料に基づきまして説明させていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づきまして、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行うというものです。

趣旨としましては2点ありまして、まず、教育に関する事務の執行状況を点検・評価して、効果的な教育行政の一層の推進を図るというのが1点。2点目は、報告書を作成して、議会に報告あるいは公表することによって区民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推

進を図る、この2点でございます。

2の実施方法ですが、(1)から(5)までございまして、(1)としては、教育ビジョンに掲げる主な個別事業を対象とする。点検・評価につきましては、22年度の主な個別事業の進捗状況を総括するとともに、今後の課題や今後の方針を示すものとする。また、学識経験者の意見を聴取するといったようなところ、最後の(5)のところでは、先ほど申しました報告書を区議会に報告するというのと、報告書を公表するということです。

裏面、2の平成23年度の評価対象となる個別事業ですが、ご覧のとおりです。22年度からの変更点といたしましては、11番にありますスクールコーディネーターの活動が新たに評価対象となった事業です。平成22年度が24事業、今年度につきましてはプラス1で25事業を予定しております。

3の点検及び評価の流れにつきましては記載のとおりです。

次に、議案第47号につきましても、議案の次のページにあります資料で御説明させていただきます。教育環境検討協議会の設置です。

1のところ、趣旨といたしまして、背景的な部分も含めまして大きく4点に分けて記載しています。

まず、1点目は、3行目、平成23年4月に、小学校1年生の学級編制の標準を35人に引き下げ、35人以下学級を推進することを内容とする、ご覧のとりの法律が施行されているということ。

2点目は、平成21年度に16年ぶりに1万人を超えた未就学児の状況があること。それが22、23年とさらに増加しており、数年後には普通教室の確保が困難になる学校が出てくるおそれがあるということ。

そして3点目は、平成16年度から導入した学校選択制に関する意識調査の結果、「学校選択の自由度が高まった」と評価している保護者が多い一方で、「学校間の児童・生徒数の差が広がった」、あるいは「登下校の安全策がとられていない」ということを課題として指摘する意見も多く寄せられているという実態。

そして、最後4点目、平成4年の答申をもとに推進してきた学校適正配置についても、このような教育環境の変化を踏まえ、見直しが必要になっているということでございます。

こうしたさまざまな課題に適切に対応していくため、学識経験者、区民を交え、学校選択制、通学区域及び学校適正配置の基本的なあり方を検討する組織を設ける。そして、ひいては新宿の子どもたちが、自らを律し互いを認め合い、社会の形成に主体的に参画するとともに

に、自ら学び考え行動する自立した区民として成長することができる教育環境の実現を図るというところを挙げています。

資料の裏面、検討協議会の概要ですが、設置については平成23年6月、委員構成は、学識経験者2名、以下ご覧のとおり数字となっています。とりわけ従来なかったものとしたしましては、4番目の未就学児保護者代表を1名入れているというところ、また、その3つ下にあります区立保育園の園長会、こういった方々にも御参加いただいて、御議論いただくということでございます。

検討事項については、先ほど申し上げたとおりです。

説明は以上です。

○松尾委員長 説明が終わりました。

議案第44号について、御意見、御質問をどうぞ。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第44号を原案のとおり決定してよろしいですか。

〔異議なしの発言〕

○松尾委員長 議案第44号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第45号について、御意見、御質問をどうぞ。

これは新宿区立の学校についてのものですが、東京都内では、おおむね同じような形で執り行われているという理解でよろしいでしょうか。

○学校運営課長 基本的にそのとおりでございます。東京都にならって、各区が改正していくというのが基本的な考え方でございます。

○熊谷委員 参考までにお聞かせいただきたいのですが、これについては女子と男子の差別化をここで解消するというか、是正されるということですが、そもそもなぜそういうことがあったのか、いつごろからこういうことについて男女の差別があったのか、そしてそれについてなぜ今回こういう改正を行うのか。それと、女子の醜状については、新しく級を設けています。その辺の事情がもしおわかりでしたら、説明していただくとありがたいのですが、いかがでしょうか。

○学校運営課長 いつからというのは、すみません、正確にはわかりませんが、元々は東京都の規則で、平成14年度に区に移管されました。そのときにはこの改正前の規定があったということです。その上で今回、同等、平等ということで男女の区別をする意義はない。男性の外貌の価値だけを低く見る意義というところはない、同等で考えるということです。

もう一つ、9級は男女とも対象です。説明にもありましたように、いろいろ医療技術等が発達して、いわゆる幾つかの段階別に級を決めることができるということで、7級が「著しい外貌」ということです。それに対して、12級は「外貌に醜状を残すもの」、特に形容詞はありません。その間に第9級として「相当程度」というように、ある程度の段階を区分けできるくらい医療技術的にきめ細かく対応できる。そういうような状況の中で第9級をつくったという状況です。

○熊谷委員 都から引き継いだということで、そのことは理解できますが、何となく「外貌」ということになる、男女には差があるような気がしないでもない。外貌に醜状があるということは、男性よりも、逆にはっきり言って女性のほうの補償に対してはより厚くすべきではないか、このようにも考えられますけれども、その辺はどのような基準になっているのですか。

例えば傷の長さとか、深さとか、それが同じなら同じということですか。その辺がよくわからない。そのわりには「外貌著しい」とか、「相当」とか、このように分けておいて、それは具体的にはどういうものを指すのか。菊池先生がいらっしゃいますが、医療的にも、例えば手でも、親指の補償が一番厚いですよね。それから、人指し指、薬指、小指。小指が一番低いのか、よくわかりませんが、やはりそれなりの、医療的にもきちんとした基準があるような気がするのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○白井委員 直接的な関連ではないですが、交通事故では、後遺障害の程度のところもやはり段階が分かれていて、おっしゃるように、女子と男子が分かれている。それから今言った指というのはまた別な扱いで、指のどの部分が欠けたかによって、いわゆる労働能力喪失がどの程度かということで、交通事故の例ですけれども、それで基準が書いてあるので、障害は全文を見ていないとわからないですけれども、多分指などはまた別なところに載っているのではないのでしょうか。

○熊谷委員 指のほうはわかります。外貌についていかがですか。

○白井委員 大体、顔が中心でしょうか。

○羽原委員 新聞記事で読んだ限りですが、議会で論議があったのか指摘があったのかで、男女同等の時代に、今は男女格差をつけてはいけない時代でありますから、男女の風貌についての格差もつけるべきでない。人間として同等であるというような主張があって、それで、それもそうかということになったというような記事がありました。

それから、僕はむしろ「醜状」という表現について、これは法律用語かどうかわかりませ

んが、「醜状」とは何であるか。この「醜状」という言葉の言い換えは難しいけれども、「醜状」という言葉は余りよくないなという感じがして、これが認定されたら、「醜状」において何級ということになるから、無責任に感想を述べればですが、何か余りいいイメージではない。

○白井委員 傷跡でもよかったわけですね。ただ、従来使っていたということでしょうか。

○石崎教育長 今回のこのお話は、私もそう思いました。インターネットで調べただけの話ですが、京都地裁で裁判があり、男女差別として違憲判断が出ている。しかしその前提としては、女性の外貌に対して従来重きを置いていたという部分の重要性の尊重と、男女差別ではないかという部分とを比較考量して、このような流れになってきているということのようですので、男女の共同参画がこういうところにもあらわれているのかなという意味では、非常に感慨深い改正がこういう現場にまで来ているという思いはしました。

○熊谷委員 結構です。

○松尾委員長 学校運営課長、何かコメントはございますか。

○学校運営課長 ただいま各委員の議論、説明があったような内容だと考えております。基本的には、当初、かなり古いときには男女の差等をそれなりのものとして認めていた面もありますが、男女同等、男女平等という思想のもとに、この辺にも確かに影響が出てきて、このような改正がされたというように考えます。

もう一つ出ました「醜状」という言葉、確かにこの言葉自体にちょっと違和感も感じますので、意見が言える場がありましたら、私も申し上げたいと考えております。

それから、きめ細かい判定等については、今、規定を改めて確認しましたが、認定委員会などで等級などについてもそれなりの認定をするという対応をしているということです。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第45号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○松尾委員長 議案第45号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第46号について、御意見、御質問をどうぞ。

○石崎教育長 学識経験者の方は、前年度お願いしていた3名の方ですか。同じ方だということではよろしいでしょうか。

○教育調整課長 3名とも同一、同様の方々です。

○白井委員 先ほどの説明で、11番のスクール・コーディネーターの活動が今度新たに加えら

れたということですが、それを加えた趣旨をもう一度教えていただければと思います。

○教育調整課長 22年度の評価に当たりまして、22年度につきましては、委員さん方の現場視察ということがありました。そういった中で、スクール・コーディネーターの活動が目にとまって、ぜひ次年度については評価対象として挙げてみたいという御意見があったものを受けたものでございます。

○白井委員 そういう意味では、今までも教育委員会としてはかなりスクール・コーディネーターの方々に御協力いただき、また、実際に現場の声としても、校長先生などから、助かっているという御意見もありましたので、やはり別項目で取り上げて評価するというのは大変いいことだと思いますので、また項目が前進したと感じました。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第46号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○松尾委員長 議案第46号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第47号について、御意見、御質問をどうぞ。

○菊池委員 この教育環境検討協議会を設置するに当たって、工程表といいますか、どのようなスケジュールの目安を持っておられるか、教えてください。

○学校適正配置等担当 おおむねのスケジュールということでございます。率直に申し上げて、何年何ヵ月というものの確定したという形まではまだ煮詰まってはいませんが、おおむね1年強ぐらいで議論が終わればというように考えている次第です。

ただし、学校選択制につきましては、平成25年度に向けての取り組みということですから、先行してやらせていただき、平成23年度中には何らかの方針なり考え方をまとめてまいりたい、このように考えている次第です。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第47号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○松尾委員長 議案第47号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

◆ 報告 1 東日本大震災被災児童・生徒の受入れ状況について

◆ 報告 2 富久小学校と天神小学校の適正配置の取り組みについて【口頭】

○松尾委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

○石崎教育長 「報告3 平成24年度使用教科用図書審議委員会委員・教科用図書調査委員会委員について」は、教科用図書を調査し、審議する審議委員会等の委員の委嘱に関する案件で、委員が外部からの干渉や圧力を受け、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるので、非公開による報告をお願いしたいと思います。

○松尾委員長 ただいま教育長から非公開による会議の発議がございました。

「報告3 平成24年度使用教科用図書審議委員会委員・教科用図書調査委員会委員について」を非公開による報告を受けることに御異議ございませんか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 それでは、まず報告1及び報告2について一括して説明を受け、質疑を行い、その後、報告3を非公開により報告を受けます。

事務局から報告1及び報告2の説明をお願いします。

○学校運営課長 私から「報告1 東日本大震災被災児童・生徒の受入れ状況について」を御報告いたします。

まず、児童・生徒の受入数です。小学生が21人、中学生が6人で、合計して27人です。うち5人は既に自宅等へ転出しておりますので、現在22人が通学しているということです。

2の学校別被災児童・生徒数ですが、これは4月28日現在、いわゆる連休直前の現在の人数です。小学校が記載のとおりで、中学校も記載のとおりでして、特別支援学校につきましては、中野特別支援学校は新宿区立ではありませんが、こちらに通っているのが2人いますので、記載しております。

3の百人町都営アパート入居者数ですが、小学生9人、中学生3人です。

4の被災地別児童・生徒数、小学生が記載のとおりで、中学生もここに記載のとおり的人数です。

5の理由ですが、原発避難のためとか、東日本大震災のためというようなことが書いてあります。これは保護者の記載によるものでして、詳細まではこちらのほうで聞き取りはしておりませんので、記載されたとおりのところを書いているということでございます。

6、現状です。学用品等については、被災者自身、被災者家族等でほぼ用意はできているという状況でございました。また、今回、学校・PTAがいろいろ活動していただきまして、必要に応じていろいろリサイクル品等の対応をしているということです。教育委員会事務局では、就学援助について周知を図っておりまして、ほとんどの方が就学援助の対象になると

いうように認識しております。日用品や生活費の不足についての相談が数件寄せられました
が、それぞれ社会福祉協議会及び生活福祉課等へ御案内しました。

7の課題ですが、百人町都営アパートへの入居者が多いため、西戸山小学校が6人、新宿
西戸山中学校4人ということで、この両校に児童・生徒が集中しているということがござい
ます。

以上です。

○学校適正配置等担当 それでは、報告2 富久小学校と天神小学校の適正配置の取り組みに
つきまして、口頭で御報告申し上げます。

富久小と天神小の学校適正配置の取り組みにつきましては、3月4日の教育委員会におき
まして、平成22年度1年間の取り組みについて報告しました。併せまして、3月7日にP T
Aの富久小学校におけるアンケートを実施するという事について事前に御報告をしたとこ
ろです。この3月4日の教育委員会の後に、次には3月30日の教育委員会におきまして、先
ほど申し上げました富久小のP T Aアンケートの結果について御報告いたしました。具体的
な中身としましては、3月7日の開票の結果、「統合はやむを得ない」が19名、「統合すべ
きではない」が50名、無効票2名、このような御報告をさせていただいたところです。

その後、富久小学校を対象にした公式といいたまいますか、正式といいたまいますか、そうい
った説明会などは実施しておりませんが、個別にいろいろやりとりをしてきたところです。
したがって、本年度、平成23年度につきましても、富久小P T Aを主に対象といたしま
して、説明、話し合いを継続し、粘り強く理解を求めていくということが従来からの経緯を
踏まえた場合の今後の適正配置の取り組みの基本といいたまいますか、ベースになるのではないかと一
方で考えているところです。

ただし、他方では、先ほど議決をいただきましたように、区全体として35人以下学級の導
入に対する対応、そして未就学児童が増えている、こういう教育環境の大きな変化に、当面、
普通教室の確保を第一義としてさまざまに取り組んでいかなければならないという状況であ
るというように認識をしております。

そうした観点から、学校選択制度、通学区域及び学校適正配置の基本的なあり方につつま
して、教育環境検討協議会を設置し、この中で全区的な視点から検討していくということで、
先ほど議決をいただきました。この教育環境検討協議会では、先ほども御説明しましたよう
に、平成4年の答申をもとに推進をしましてまいりました学校適正配置につきましても、こうし
た環境の変化といったものを踏まえた形での見直しを行っていくということで考えておりま

す。

もとよりクラス替えのできる学校規模を確保するという基本的なスタンス、考え方は、私ども変わってはいませんが、学校適正配置を含めまして、区全体としてのさまざまな制度を見直していくという、これからの状況を踏まえまして、平成20年8月に教育委員会で御報告をさせていただき、取り組みを開始した富久小学校と天神小学校の適正配置の取り組みについては終了することといたしたものでございます。

なお、今後、両校の保護者及び関係者の皆様に対しましては、順次、こうした趣旨の説明・周知に努めてまいるところでございます。

以上です。

○松尾委員長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○羽原委員 居所就学理由と人数と合わないようですが。

○学校運営課長 これは5人転出した方も含めております。すべて今までに教育委員会の学校運営課を通った人の理由は、一応書いていただいておりますので、具体的に言うと、小学生21人、中学生6人という内容になっております。

○羽原委員 もう既に各校でされていることと思えますけれども、子どもたちの環境が、ふるさとの環境が変わった、家族構成に移動があった、あるいは環境自体が様変わりして、方言のある子どもたちが都会へ出てくる。都会の生活は初めてという状態で、非常に精神的に不安定な状況がある。それで、これはプライバシーとか個人情報とかいうことに少し立ち入っても、スクールカウンセラーとか個別対応を相当細やかにやらないと、子どもたちの遊ぶ、あるいは勉強する、友達関係以外のところに非常にストレスがたまりやすい。これは僕の知人も、現地だけではなくて、埼玉とか、そういうところで見ていると、言葉の問題を子どもたちはかなり気にしているようなことを聞いておりますので、スクールカウンセラーの対応をぜひ小まめにやっていただきたい。もう既にやっているとと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。

○教育指導課長 委員がおっしゃる対応については、今後もきめ細やかにやっていきたいと思っております。

今のお子さんたちの状況について簡単に私から補足させていただきたいと思えます。各学校のお子さん一人ひとりの個別の状況については、聞き取りを行っておりますけれども、プライバシーの問題もありますので、全体的な傾向という形でお話をしたいと思えます。

先ほど学校運営課長の報告でもありましたが、家庭それぞれの問題というのは、これだけの人数ですけれども、本当にまちまちでございまして、経済的にも、全く文房具一つそろえられない御家庭もあれば、ほとんど御自分で用意できる御家庭もあれば、経済状況もまちまちですし、家庭の状況も、中には父親が行方不明のままであるという家庭もあれば、家族ともども引っ越されたという御家庭もあれば、それぞれのようです。

お子さんたちの心理状況ですけれども、やはり当初は過敏に反応する。例えば余震に過敏に反応して恐怖感を持っているお子さんもいらっしゃるようですし、中には戻ってしまうといったお子さんもいたようです。徐々に慣れてきていて、特別にスクールカウンセラーがつきっきりにならなければいけないというようなお子さんは今のところいないというようには聞いております。ただ、ほかのお子さんたちと同様な形で、様子を見て、スクールカウンセラーが入り込むというわけではなくて、そばに寄り添いながら進めているといったような形のようにです。

今後も、言葉の問題も含めて、学校には随時聞き取りなどをして、丁寧な対応をしていきたいというように思っております。

以上です。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問はありますか。

ただいまの話は非常に大切なことだと思いますので、関係する皆様で力を合わせて取り組んでいただければありがたいと思います。

ほかに御質問がなければ、次に、報告2について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○石崎教育長 牛込B地区の両校については、天神小学校が「統合やむなし」という意思が明らかにされて、今回、この3月に富久小学校では先ほどのような結果が出たということです。その辺を踏まえて、両校にこの後、今日のこの報告を経て説明をされると思いますが、特に天神小学校については「統合やむなし」という部分が出ているという面もありますので、その辺を配慮して、教育委員会としてこのような結論に至ったということを説明して、御理解をいただければと思います。

○学校適正配置等担当 今、特に天神小のPTAの皆様に対する説明ということで、御指摘のとおり、丁寧に説明をしてみたいと思います。

具体的に申し上げますと、本教育委員会では、今日は口頭で御説明、御報告申し上げましたが、文書等々、さまざまな要望もあろうかと思っております。そういった場合には謙虚に受けとめ、必要に応じて説明の受け手の方がしっかりと御理解いただけるような形で対応してまい

りたい。そういうことも含めて丁寧に対応してまいりたいと思います。

○熊谷委員 先ほど議案の教育環境検討協議会と今の報告との関係というか、それは非常に深くかかわり合っているのが一つと、それから天神・富久の説明とか、いろいろ理解を求めていくに当たっても、それを越えた教育環境検討協議会のほうで広く検討した検討内容を踏まえてとか、あるいはそれに対して意見を述べたりとか、そういうことが十分考えられ得ますが、その辺はどういう関係になっていくのでしょうか。

○学校適正配置等担当 検討協議会は6月に設置し、これから具体的に議論していくということでございます。その上に立って、御指摘のように、まずはこのような協議会を設置するという背景として、教育環境が大きく変わっている。これがあり、そしてやはりこういった協議会を設置する必要があるということで、そこでまた決断をしたということでございます。こういったことが相まって、結果として、これから区全体としての視点で検討していくといったような中で今回の牛込B地区の取り組みについての対応ということで、密接にかかわっているというように考えているところです。

○羽原委員 念のための確認ですけれども、これは平成4年の答申に類する重要な検討課題だと思います。したがって、平成4年の答申に基づく津久戸・江戸川、あるいは富久・天神、この問題は、これまでの経過では一応決着がついた形となるわけです。しかし、新宿区全小・中学校の問題でいえば、また状況によっては検討の対象になってくるという意味でよろしいですか。

○学校適正配置等担当 今、羽原委員から御指摘がございましたように、今後、検討協議会でも検討し、答申をある種塗り替えるような形で新しいものをつくっていく。そういった中で、必要に応じて、今までと同様に、適正配置の取り組みというのも併せて行っていくということが将来的なビジョンだろうと考えている次第です。

○松尾委員長 ほかに御質問はございませんでしょうか。

ほかに御質問がなければ、次に報告3を非公開により報告を受けます。

傍聴人の方は、議場より退席をお願いいたします。

午後 2時53分再開

◆ 報告4 その他

○松尾委員長 次に、本日の日程で「報告4 その他」となっていますが、事務局から報告事項はありますか。

○教育調整課長 特にございません。

○松尾委員長 報告事項は以上で終了いたします。

◎ 閉 会

○松尾委員長 以上で、本日の教育委員会は閉会といたします。

午後 2時54分閉会